

(資料2)

GLOBALG.A.P.の認証取得促進に向けた検討状況について

GLOBALGAP 協議会

1 GLOBALG.A.P.の運用改善に向けた取組

- (1) GLOBALGAP 協議会が事業実施主体となり GLOBALG.A.P.の運用改善を実施
- (2) 運用改善の実施に際しては、学識経験者、農業者、GAP の普及推進団体、流通業者等からなる検討会を組織して問題点を汲み上げ、検討を行う。

2 取組方針

- ・GLOBALG.A.P.第4版、第5版の日本語版を作成し、GLOBALG.A.P.の基準文書とする。
- ・正式な日本語版基準文書における認証取得における課題を元に、関係者の意見交流を実施し、その結果をNTWGにて検討し、GLOBALG.A.P.解釈ガイドライン作成に役立てる。
- ・日本の生産者がGLOBALG.A.P.に容易に取り組めるよう、具体的な生産工程管理の方法等を示した指導者向け及び生産者向け技術マニュアル等を作成する。
- ・GLOBALG.A.P.認証農業者や、GLOBALG.A.P.認証を取引に活用している業者等へのヒアリング、関係展示会等の調査を通じてGLOBALG.A.P.認証取得の課題や流通における利用実態等を取りまとめる

3 取組状況

(日本語版文書の作成)

- ・管理点と適合基準 第4版：日本語訳の上、GLOBALG.A.P.本部に申請

第5版：第4版からの更新点を抽出し整理

4 今後の予定

(1) 年度内をめどに以下の取組を行う。

- ① 日本語版基準文書の第4版をGLOBALG.A.P.の正式文書とするためGLOBALG.A.P.本部との調整。
- ② 日本語版基準書第5版を翻訳し公表。

- ③ 国際的な青果物流通展示会に参加し、海外における流通実態の調査。
- ④ GLOBALG.A.P.認証取得や流通における利用の実態調査。

(2) 来年度以降

- ・解釈ガイドラインの確定や指導者向けマニュアル等、関連文書の作成
- ・GAP 戰略協議会「GLOBALG.A.P.認証取得促進に関する作業部会」での検討（別紙）を受けた対応の実施

例) 審査員やコンサルタント等の人材育成

認証の活用実態に係る調査結果の紹介

実需者・消費者を対象としたシンポジウムの開催等

（以上）

管理点と適合基準の日本語訳

管理点と適合基準最新版(第5版)の正式日本語訳の制定

- 管理点と適合基準(農場全体、作物ベース、F&V・CC・TE)の第4版については日本語訳(暫定版)を作成済み
- このため、本年7月に公表された第5版(英語版)と、公表済みの第4版(英語版)を比較し、変更点を翻訳することで作成
- 本事業において、現時点まで第4版から第5版にかけての変更点の抽出が終了
- 今後、第5版(現在のところTEは未発行)の素案作成を12月までに、査読後FoodPLUSへの提出を3月までに実施
- 4月以降の審査に関しては、参考訳として利用可能

管理点と適合基準の主な変更点

第5版F&V

管理点	第4版	第5版
上位の義務	95	87
下位の義務	117	113
推奨	22	18
合計	234	218

管理点と適合基準の主な変更点 概略

1. 管理点と適合基準の大幅な書き換えが行われたが、関連する管理点を並べ直したり、統合したり、あいまいな表現や地域によっては困難な要求を改訂したりしたのが、主な変更点
2. 理念的には変わっておらず、“安全で、持続可能な、責任ある農業を実践する”という取組み
3. GAPのハーモナイゼーション(調和)に向けて、できるだけ内容を共通化させようとする取組み

管理点と適合基準の主な変更点

農場全体(AF)

1. Farm(農場)と呼ばず、Site(サイト)と呼ぶことにする
2. Workers(農場作業者)という場合、契約によって作業に従事する者を言うのであり、家族経営における家族構成員に対して、「手洗い場所・飲料水・食事場所の提供」という言い方を杓子定規に当てはめることが重要かどうか？

管理点と適合基準の主な変更点

農場全体(AF)

3. 食品偽装への対処(但し今回は推奨項目)

＜食品偽装とは？＞

- ✓ ラベルを貼りかえたり、消費期限を過ぎたものを販売すること
- ✓ 価格の安い別物とすり替えること(例えば、養殖のサケを天然ものと偽ること)
- ✓ 原料となる農産物や家畜などの産地や種類を偽って売ること
- ✓ 違法に屠殺されたり盗まれたりした肉を売ること

管理点と適合基準の主な変更点

農場全体(AF)

3. 食品偽装への対処(但し今回は推奨項目)

＜以下のことに関するリスク評価を実施＞

- ✓ 食品用ではない容器の使用
- ✓ 偽物の農薬や種苗など
- ✓ 食品用ではない包装材料の使用

＜対策＞

- ✓ 食品偽装に対して、リスクに対する対策を明確に記載し、実践する対応策を文書化していること

管理点と適合基準の主な変更点

作物ベース(CB)

1. 種苗の知的所有権への配慮(適用除外なしの下位の義務)として、用いられた種苗や挿し穂が当該国の知的所有権に関する法令や品種登録に基づいていることを証明できること。
2. 有機肥料の、食品安全上のリスク評価をより鮮明に要求
3. 用水(灌漑・収穫洗浄)の使用に関し、厳しい管理を要求(2016年は下位の義務 → 2017年からは上位の義務)

管理点と適合基準の主な変更点 作物ベース(CB)

4. IPMの実践事例を予防・モニタリング・防除で最低2種類以上示すこと
5. 農薬散布時の天候の記録
6. 農薬の散布ドリフトについて明確に記載（これまでも、適正な散布は当然求められていた）
7. 隣接する圃場からのドリフトについても言及

管理点と適合基準の主な変更点 作物ベース(CB)

8. 以下の点が全て満たされるなら、作物残留検査は必要ないとした。
 - ✓ 4年以上、登録農薬の残留超過の事例も無登録農薬の残留もない
 - ✓ 農薬を全く、又はほとんど使用していない
 - ✓ 収穫間際に農薬を使用していない
 - ✓ 第三者によって、リスク評価が承認されている
(特別栽培農産物、特に水稻に關し、これが適用できるかどうか、検討に値する)
9. 農薬保管庫の耐火性要求を外した。

管理点と適合基準の主な変更点

果樹・野菜(F&V)

1. 圃場における微生物汚染のリスク評価と対策

- ✓ 近隣に家畜の農場がある
- ✓ ごみの投棄
- ✓ ペットや野生生物による持ち込みの可能性
- ✓ その他の汚染源、例えば洪水による浸水やごみ

2. 収穫までに用いられる用水の品質

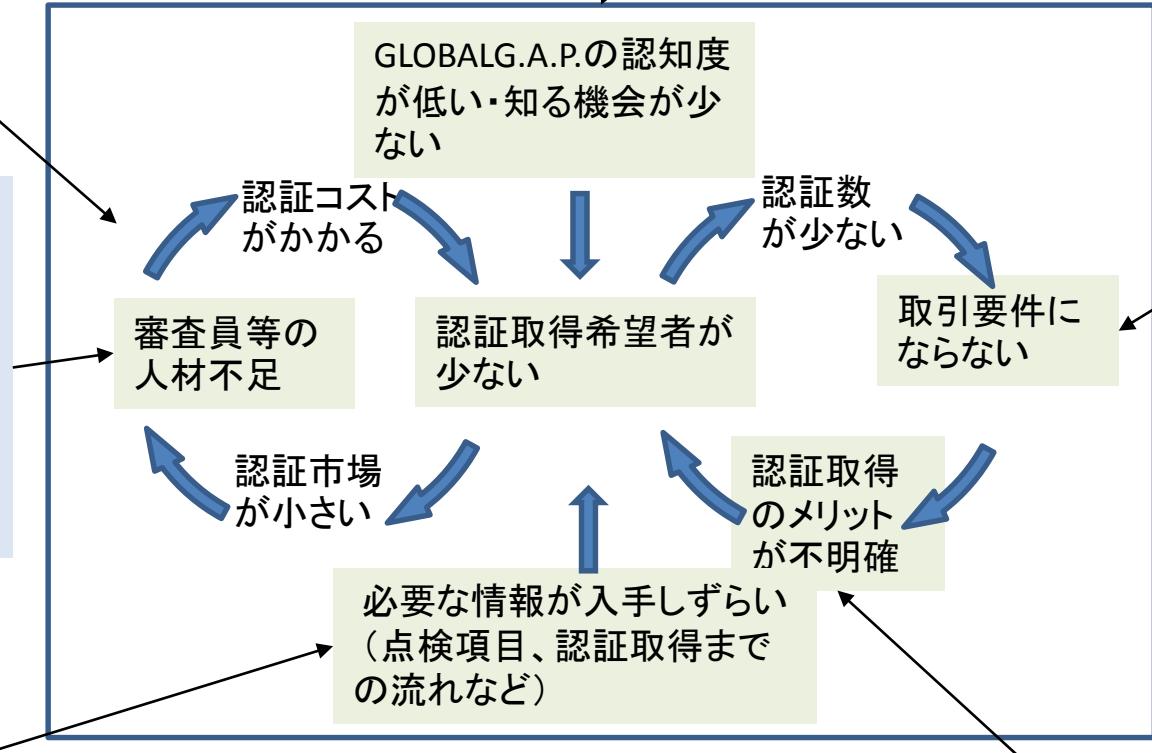
3. 収穫後の洗浄に用いられる水の品質

GLOBALG.A.P.の認証取得促進に関する取組

・GLOBALG.A.P.公式コンサルタントの育成

・農水省広報誌や消費者の部屋等で特集
・GAPに関する地方説明会の開催

・GAPの認証業務希望者に対する説明会の開催
・農業者大学校や大学農学部学での出前講座開催
・農業高校等でのGLOBALG.A.P.に関する取組を紹介



・流通・小売業者、食品加工業者、消費者を対象としたシンポジウムを開催

・日本語版基準文書・解釈ガイドラインの確定
・GAP普及推進機構のホームページの構築
・補助事業による認証取得事例をモデルとして整理

・認証取得の優良事例と効果をホームページ等で紹介
・GLOBALG.A.P.認証取得後のビジネスモデルを提示